

## 本シンポジウムの申込書にご記入いただいたご質問への回答（県関係分）

※質問内容は一部要約させていただいております。

### Q1

岐阜県が行っている放射性物質に関する検査について教えてください。

#### A

岐阜県は、食品中の放射性物質に関し、以下の4種類の検査を行っています。

- 県内に流通する東日本産の農畜水産物等の検査
- 県内で生産される主な農畜水産物の検査
- 岐阜県産肉用牛の全頭検査
- 学校給食一食全体についての事後検査

#### ○県内に流通する東日本産の農畜水産物等の検査

県内の地方卸売市場や大手スーパーなどにおいて販売されている東日本（※17自治体）産の野菜類、果実類、魚類、牛乳、乳児用食品、飲料水について、無作為に抽出して検査を行い、結果を県のホームページで公表しています。

※17自治体（過去に出荷制限を指示された自治体及びその隣接自治体）

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県

#### ○県内で生産される主な農畜水産物の検査

県内で生産される主な作物、野菜、果樹、茶、原乳、魚類等について、モニタリング検査を行い、結果を県のホームページで公表しています。

#### ○岐阜県産肉用牛の全頭検査

県内の食肉処理場へ出荷された岐阜県産肉用牛（※）について全頭検査を行い、結果を県のホームページで公表しています。

※岐阜県産肉用牛

飼養期間が最も長い場所が岐阜県である牛

#### ○学校給食一食全体についての事後検査

児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食一食全体について事後検査を行っています。各校（調理場）につき、年間4回実施することとし、結果を

県のホームページで公表しています。

⇒県のホームページ：食品の放射性物質汚染に関する情報

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/risk-communication/housyanou-syokuhin-anzen.html>

にそれぞれの検査結果が掲載されているホームページの入口があります。

※最近の検査結果は別紙のとおりです。

## Q2

岐阜県では空間放射線量を測っていますか。

### A

岐阜県では、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、環境放射線の調査体制を順次強化し、平成24年3月15日以降は、県内10基のモニタリングポストで大気中の放射線量を24時間監視し、観測値をリアルタイム（1時間毎に自動更新）で、県のホームページで分かりやすく表示しています。

⇒県のホームページ：岐阜県環境放射線モニタリングシステム

<http://gifu-monitoring.jp/monitoring-post/pc/>

## Q3

個人的に持ち込み検査はできますか。

### A

岐阜県では、有料（22,100円）で放射性物質検査（ゲルマニウム半導体検出器による検査。岐阜県保健環境研究所で実施）を受け付けています。

窓口は各県保健所となります（岐阜市内の方は、岐阜保健所（所在地：各務原市）が窓口になります）。

また、民間の検査機関もあります。次の農林水産省ホームページが参考になります。

（参考）

農林水産省ホームページ

「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」

<http://www.maff.go.jp/e/export/houshanou.html>

## 岐阜県が実施している持ち込み検査に関するお問い合わせ先

県保健所	電話番号	所管区域
岐阜保健所	058-380-3001	岐阜市・羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜保健所本巣・山県センター	058-264-1111	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011	関市・美濃市
関保健所郡上センター	0575-67-1111	郡上市
中濃保健所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
東濃保健所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
恵那保健所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡
飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111	下呂市

### Q4

県は、県民に対し、食品の安全・安心のための施策をどのように行い、どのような実効を収めているか、具体的に教示願います。

### A

岐阜県は、「岐阜県食品安全基本条例」に基づき、「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定し、食品関連施設の監視指導、食品表示の検査、安全な食品の生産の促進、リスクコミュニケーションなど、食品安全に関するさまざまな施策の推進に取り組んでいます。

また、県は、講じた施策に関し、毎年度、議会に報告し、県のホームページで公表しています。

⇒県のホームページ：岐阜県の食品安全行政の体制

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/shoku-anzen-gyosei/>

県の取組に関し、多くのご意見、ご質問をいただきありがとうございました。  
なお、今回のシンポジウムの範囲を超える内容に関しましては回答の対象外とさせていただきますことをご了承願います。